

生活指導部だより

第3号 平成29年9月

1 自転車の交通安全&マナーアップを！

9月21日(木)～30日(土)は、秋の交通安全運動の実施期間です。秋から年末にかけては、死亡事故が増加する傾向にあります。

自転車が関連する事故は、全国的に大きな社会問題となっています。自転車関連事故全体の84.7%が自動車との事故で、その多くは**交差点で発生**しています。今一度、交差点での安全確認を徹底しましょう。

また、自転車の運転中に相手にけがをさせ、自転車運転者が「加害者」になるケースが増えています。そのような場合、**刑罰などの刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民事上も大きな責任を負うこと**になります。事故の被害者・加害者にならないために、交通ルールの遵守とマナー向上を改めて意識しましょう。

2 ここが危ない！自転車の事故

◆歩行者の通行妨害の禁止

歩道は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、**スピードを落とさずに歩行者を追い越したりすることはルール違反**です。歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。

◆夜間の無灯火運転の禁止

夜間はライトをつけずに運転してはいけません。反射材の付いていない自転車も乗ってはいけません。ライトをつけるのは、前方や後方から来る自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためでもあります。日没時間が早くなるこの時期、無灯火による事故が増加する傾向にあります。

◆一時停止違反

一時停止の標識や標示のある場所では、自転車も必ず一時停止をして、安全を確かめなければなりません。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では必ず徐行し、左右をよく見て安全に通行しましょう。**本校正門付近の交差点は大変危険**です。また、本校とJR海南駅との間にある**遊歩道にも危険な交差点**があります。安全確認を忘れずに！



◆携帯電話・スマホを使いながらの運転禁止

携帯電話やスマホを使いながらの運転は、片手運転でふらつきやすいうえ、周囲が見えていないため、事故に遭うリスクが格段に高まります。また、歩行者にぶつかってけがをさせたりする恐れもあります。

◆傘差し運転の禁止

傘差し運転はバランスをくずしやすくする原因となるほか、傘によって前方の視界が遮られ、前方不確認となる恐れがあります。絶対にやめましょう。雨天に備えて必ずレインコートを準備しておきましょう。

◆イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転禁止

イヤホンで音楽を聴きながらの運転は、音楽に気をとられて注意散漫になったり、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭う危険性が高まります。たとえ**片耳だけでも、警察による取り締まりの対象**となります。
(政府広報オンラインから作成)



3 自転車事故の責任は重大！こんな判例も

《ケース1》

夜、無灯火で携帯電話を操作していた当時16歳の高校生の自転車が歩行者に追突。歩行者の女性に歩行困難の後遺障害を負わせた。裁判で、この高校生(判決当時は19歳)に対し、**約5,000万円の損害賠償**の支払いが命じられた(平成17年横浜地裁判決)。

《ケース2》

11歳の少年が帰宅途中、マウンテンバイクで坂を下っていたが、散歩していた女性に気づかず正面衝突。女性は頭の骨を折る重傷を負い、その後は寝たきりとなった。裁判で、11歳の少年の母親に**9,520万円の損害賠償**の支払いが命じられた(平成25年神戸地裁判決)。

4 送迎のための自動車校内乗り入れ禁止

年度当初に保護者の皆様にお伝えしていますが、**交通安全の見地から、雨天時等において送迎のために自動車を校内に乗り入れない**でください。本校の校門付近は死角が多く、歩行者や自転車通学生との接触事故の危険性があります。なお、怪我や体調面等の理由で校内乗り入れを希望される場合は、事前に担任もしくは生活指導部まで申し出るようにしてください。事故を未然に防止するために、ご協力をよろしくお願い致します。

(生活指導部長 小竹 博允)